追加論点 6:参考資料

追加論点6:「生態系の保全」に関する補足参考資料

国際環境NGO FoE Japan

FoE Japanが提案した追加論点6につきまして、検討ポイントにいただいたコメント等を踏まえ、補足及び参考資料を提出させていただきます。

➤ FoE Japanの認識:

ご指摘の通り、現在のガイドラインでは、検討する影響のスコープとして、「生態系及び生物相等を通じた」「自然環境への影響」が含まれており、さらにチェックリストにも「保護区」「生態系」に関する項目が含まれています。しかし、生態系等への影響を回避、低減するための考え方については特段の記載はありません。

生態系の配慮や生物多様性保全のためには、自然生息環境(自然生息域)の保全が鍵となるため、以下のような認識から、「重要な自然生息域」におけるプロジェクトへの支援は行わない」とする項目をJBIC/NEXIのガイドラインに盛り込む必要があると考えています。

- ・ JBIC/NEXIが支援した案件において、開発事業推進のために当該国政府によって保護区が解除された事例、あるいは、保護区でなくとも絶滅危惧種の生息にとって欠かすことのできない自然生息域において、開発事業が行われた大きな問題となった事例がある。2 このような事態を防ぐためにも、事業の早期の段階において重要な生息域を把握し、その地域を回避するなどの適切な対応を取ることが重要である。そして、そのような対応を促進する観点から、JBIC/NEXIの明確なコミットメントが必要である。
- ・ 「検討する影響のスコープ」のうち、社会的配慮については、個別に具体的な要件項目として現行ガイドラインの中に盛り込まれているが、自然環境配慮については、保護指定区に関する要件以外は盛り込まれていない。また、チェックリストの「生態系」の中で、生態学的に重要な生息地に言及されているが、具体的な例示は限定的である。
- ・ 現行ガイドラインでは、「当該政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(JBIC GL第二部、NEXI GL別紙1)」とあり、保護指定地域においては明確な対応が示されているが、生態系保全にとって重要である自然生息域が必ず保護指定されているわけではない。そのため、重要な自然生息域であると特定された地域おいては、JBIC/NEXIとして保護指定地域同様の対応を取るべきである。
- ・ JBIC/NEXIは、改訂コンサルテーションにおいて、プロジェクトファイナンスの場合はIFCのパフォーマンス・スタンダード、それ以外では世銀の政策を参照するとしているが、上記に挙げた三点を鑑みれば、他機関の政策を参照するのみではなく、JBIC/NEXIとして「重要な自然生息域」における対応を、ガイドラインに明記する必要があると考える。

なお、議論の際の参考資料として、次頁に他機関での「重要な自然生息域」の定義及び対応例をまとめております。

1 「重要な自然生息域」の定義については、次ページの他機関の例をご参照ください。

² 後者事例では、建設工事の開始後に、計画変更がなされるなどの対応が取られたが、それがコスト増大の一因となったと事業者は主張している。

欧州復興開発銀行(EBRD)環境社会政策 (2008年5月承認)

▶ 『B. EBRDのコミットメント』より

- 8. EBRDは自然生物多様性資源(野生生物、漁業、林産物等)の保全、管理、持続可能な利用の取り組みのための予防的アプローチを支持し、事業が重要な生息域を保護するための対策を含み、可能な場合は自然生息地や生物多様性を高めることを確保することを目指す。
- → 『Performance Requirement 6 : 生物多様性保全及び 持続可能な生物自然資源管理』より

重要な生息域

- 13. 自然か人の手が加わっているかに関わらず、以下のような面で重要であるとみなされる場合もある。
- (i) 生物多様性の価値が高い場合、
- (ii) 絶滅に瀕した、もしくは最も絶滅の危機にある 種の生存にとって重要な場合、
- (iii) 固有種、もしくは地域限定種や亜種にとって重要な場合、
- (iv) 移動性もしくは群れをなす種にとって重要な場合、

JP モルガンチェース 林業及び生物多様性コミットメント / シティグループ 包括的環境政策(2004年1月)⁴

- > Fb. Global Endangered Zones LU (JPMC)
- ➤ <u>『High Caution Zone</u>**』より**(Citi) 提供した貸付金が重要な自然生息域内で使用される場合、スポンサーや借入人が以下を示すことができなければ融資をしない。
- ・ そのような地域を避けるための経済的、技術的に実 行可能な代替案が検討されており、公開される環境 アセスメントで提示されていること。
- ・ 事業が重要な生息地を著しく転換または劣化させな -いこと⁵。
- 脚注 4(JPMC)/脚注 1(Citi). 重要な自然生息

 域とは
 - i) 現存する保護地域、また保護地域として政府によって正式に提案された地域(例:国際自然保護連合[IUCN]の分類)、また伝統的に地元コミュニティによって保護されてきたと当初に認識された地域、(環境アセス

OPIC 環境ハンドブック (2004年2月)

> Grounds for Declining Assistance to Projects 3

禁止カテゴリーに加えて、環境面においてOPICが事業への支援を断る場合がある。

- ・事業が法令に違反する結果を引き起こすことが事前もしくは実質的に判明した場合。
- 国立公園、同類の公園もしくは熱帯林の著しい劣化 を招く場合
- 絶滅危惧種の生息地の破壊や著しい劣化を招く場合。
- 且つ/もしくは、その他の「不当なもしくは重大な環境、健康、安全の危険性」を招く場合。

> 『Appendix F: 禁止カテゴリー』より

- ・ I.重要な森林地帯や重要な自然生息環境の転換や悪 化を引き起こすプロジェクト。
- ・ VII.国際自然保護連合(IUCN)で定義されるカテゴ リー1、2、3、および4の保護地域(厳格な自然 保護地/国立公園/天然記念物/種と生息管理地

³ IFC と世銀については、論点 17 の議論の際、地球・人間環境フォーラム満田氏より詳細なペーパーが提出されたため、ここでは割愛する。

⁴ http://www.citigroup.com/citigroup/environment/data/principles.htm

⁵ 他に4点あるが、重要な生息域に関連する項目ではないので、ここでは割愛する。

- (v) 鍵となる進化プロセスに関係する種の群れを支える役割がある場合、
- (vi) 地元住民にとって社会的、経済的もしくは文化 的にきわめて重要な生物多様性を支える役割が ある場合、
- (vii) 全体として (キーストーン種) 生態系にとって 無くてはならない種の生息に重要な場合
- 14.以下の条件に合わない限り、どのようなプロジェクトも重要な生息域で行わない。
 - ・ 重要な生息域内、またはその付近における事業 活動への承認を国が与えるにあたって、事前に 求められる全ての国際的及び国内の責務が果 たされていること
 - ・ 第12段落に記されたような形で、重要な生息域 の機能を損なうような大きな負の影響がなく、 また、起こる可能性もないこと
 - ・ 予防的な立場に則って、事業が絶滅に瀕した、 もしくは最も絶滅の危機にある種の個体数の 減少や、機能している代表的な生態系の存続を 危うくするような生息地の減少につながるこ とがないこと
 - 上記にかかわらず、他の全ての影響も緩和階級 (mitigation hierarchy)にそって影響緩和されていること

過程で特定された)これらの保護地域の存続に重要な 状況を維持する地帯、もしくは ii) 世銀の補足リスト もしくは IFC の環境局によって特定されている地帯。 これらの地帯は伝統的な地元コミュニティによって認 識されている場所(神聖な森林等)、生物多様性保全 の適合性が高い地域、希少、脆弱、移動性もしくは絶 滅危惧種の生息する地帯である場合もある。リストは そのような要因 つまり種の豊かさ、固有性の度合い、 希少性、そして構成種の脆弱性、代表性、生態系プロ セスとの一貫性 の体系的な評価に基づく。 域)での採掘及びインフラプジェクト。またカテゴリー5及び6でのプロジェクトは、IUCNの管理目的と整合性を取る。ラムサール条約による保護地域はそれらが当てはまる適切なIUCNのカテゴリーの中で考慮される。

➢ <u>『用語解説』より</u>

重要な自然生息地 (1) 国際的に認識されている保護地域、伝統的に地元コミュニティによって保護されてきたと当初認識された地域(神聖な森林等)(環境アセス過程で特定された)これらの保護地域の存続に重要な状況を維持する地帯(環境アセス過程で特定された)(2) OPICが特定した機関よって補足リストで取り扱われている地帯。そのような地帯は、伝統的な地元コミュニティによって認識されている場所(神聖な森林等) 生物多様性保全の適合性が高い地域、希少、脆弱、移動性もしくは絶滅危惧種の生息する地帯である場合もある。リストはそのような要因 つまり種の豊かさ、固有性の度合い、希少性、そして構成種の脆弱性、代表性、生態系プロセスとの一貫性 の体系的な評価に基づく。